

ごじょうし まちなかとしょかん協力事業者募集基準

(趣旨)

第1条 この基準は、五條市のにぎわいづくりを目的に、五條市内の店舗等に本棚及び書籍の設置に対する協力事業者（以下「協力事業者」という。）を募集することについて必要な事項を定めるものとする。

(協力事業者の基準)

第2条 次の各号に掲げる事業者には、協力を依頼しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められる事業者
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生手続中の事業者
- (3) 各種法令に違反している事業者
- (4) 法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者
- (5) 社会的信用を著しく損なうような問題を現に起こしている事業者
- (6) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (7) 五條市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要綱(平成15年5月五條市告示第23号)に基づく入札参加停止を受けている事業者
- (8) 五條市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領(平成27年5月五條市告示第63号)に基づく入札参加停止を受けている事業者
- (9) その他市長が協力を依頼することを不適切と認める事業者

2 次の各号に掲げる業種の事業者には、協力を依頼しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにこれらに類似する業種
- (2) 消費者金融
- (3) たばこ
- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業
- (5) ギャンブルに係るもの
- (6) 占い、運勢判断等
- (7) 興信所、探偵事務所等
- (8) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (9) その他市長が協力を依頼することを不適切と認める業種

3 前項に定める規制業種を含む複数の業種に携わる事業者については、規制業

種に関連しない内容の事業所等に限り、本基準に定められた規制の範囲内で協力を依頼するものとする。

（協力事業者の募集）

第3条 ごじょうし まちなかとしょかんへの協力事業者は、市ホームページ等により公募するものとする。

2 協力希望事業者は、本基準を熟読の上、これを遵守し、ごじょうし まちなかとしょかん協力事業者応募用紙（様式第1号）を市に提出し、申し込むものとする。

（応募に関する条件）

第4条 協力事業者は次の各号に掲げる条件をすべて満たすこととする。

- (1) 店舗等を市内に有する事業者であること。
- (2) 協力事業者の所有または管理する店舗等で、利用者が自由に書籍を閲覧できるようにすること。
- (3) 設置する書籍の閲覧および貸出は、無償とすること。
- (4) 本棚・書籍等の必要な設置物は、協力事業者が用意すること。ただし、市は協力事業者に対して、物品等を貸出する場合がある。
- (5) 設置する本棚に、ごじょうし まちなかとしょかんの案内パネルを設置すること。また設置する書籍等には、ごじょうし まちなかとしょかんの表示を行うよう努めること。
- (6) 読書をするため、利用者が一定の時間、設置場所に滞在できる環境を整えること。
- (7) 市のホームページやパンフレット等への掲載に協力すること。
- (8) 市税等の滞納がないこと。

（取り消し）

第5条 市は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、協力の依頼を取り消すものとする。

- (1) 申込内容に偽りがあったとき。
 - (2) 当該協力事業者から辞退の申出があったとき。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、協力依頼が適切でないと認めるとき。
- 2 協力の依頼を取り消す場合は、貸与物を市へ返却するものとする。

（その他）

第6条 この基準に定めのない事項は、市が定めるものとする。

附則

この基準は、令和6年7月1日から施行する。